

四万十町第4期障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

概要版

温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち 四万十町



令和6年3月

四万十町
しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

四万十町（以下、本町という。）では、平成19年3月に障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、5年間の障がい者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「四万十町障害福祉計画」を策定しました。

この度、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、障がい者の意向、国の制度の動向、サービスの利用状況などを踏まえ、「四万十町第4期障害者計画」「四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

計画策定の性格

四万十町第4期障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として本町の障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。

四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの事業計画として、成果目標や必要なサービス見込み量等を定めるものです。

計画の期間

四万十町第4期障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

四万十町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
四万十町第4期障害者計画 (令和6~11年度)					

四万十町第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
(令和6~8年度)

四万十町第8期障害福祉計画
第4期障害児福祉計画
(令和9~11年度)

見直し

第4期障害者計画

(令和6~11年度)

基本理念と基本目標

以下の基本理念（キャッチフレーズ）のもと、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参加できるまちづくりを目指し、施策の展開を図ります。

温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち 四万十町

基本目標

施策

1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きていく共生社会の実現に向けて、障がいに関する理解の普及や地域内の交流促進、権利擁護の推進に取り組みます。

また、すべての住民が安心・安全で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時を始めとした生活における安心・安全の確保に取り組みます。

(1) 相互理解の促進

(2) 地域福祉の推進

(3) 権利擁護の推進

(4) 安心・安全な暮らしの実現

2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障がいのある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援に応じるとともに、重層的支援体制整備事業や関係各課との連携による支援体制の強化に取り組みます。

また、障がいの有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしを実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

さらに、障がい福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

(1) 保健・医療体制の充実

(2) 相談支援・情報提供の充実

(3) 生活支援の充実

3 自立と社会参加の基盤づくり

障がいのある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。

そのため、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが一人の人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。

また、障がいのある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

(1) 切れ目のない
障がい児支援の充実

(2) 雇用・就労支援の充実

(3) スポーツ・文化活動の充実

施策の展開



基本理念（キャッチフレーズ）の実現に向け、3つの基本目標に沿って取り組みを推進します。

基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

施策	主な取り組み	具体的な内容
(1) 相互理解の促進	①広報・啓発の推進	町広報等での意識啓発／町職員に対する研修
	②福祉教育の推進	保育所・学校・地域等における福祉教育の推進
	③交流活動の推進	各種イベントへの参加促進
(2) 地域福祉の推進	①ボランティアの育成と活動支援	ボランティア活動への参加促進／ボランティア講座の周知
	②関係団体との連携	障がい者団体への支援
(3) 権利擁護の推進	①差別の解消	行政サービス等における合理的配慮の提供
	②虐待の防止に向けた体制の整備	虐待防止への取り組み
	③成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知
(4) 安心・安全な暮らしの実現	①防災対策の推進	災害時要配慮者への対策／災害時の情報伝達／施設における防災対策の促進／避難場所における配慮
	②防犯対策の強化	防犯意識の普及啓発／地域の防犯体制の整備
	③バリアフリーの促進	公共施設のバリアフリー化／バリアフリー化に関する啓発
	④交通・移動対策の推進	移動手段の充実



基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

施策	主な取り組み	具体的な内容
(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進	健康教育・健康相談の実施／精神保健福祉の充実
	②障がいの早期発見・早期対応	母子保健事業の推進／特定健診・各種がん検診の充実
	③医療体制の充実	医療費の負担軽減／医療体制の整備
(2) 相談支援・情報提供の充実	①包括的な相談支援体制の充実	切れ目のない相談支援体制の整備／相談窓口の機能強化
	②情報提供の充実	情報提供の充実／情報バリアフリーの促進

施策	主な取り組み	具体的内容
(3) 生活支援の充実	①福祉サービス等の充実	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実／地域生活支援拠点等の整備／あったかふれあいセンター事業との連携／地域活動支援センターの継続／食の支援対策
	②経済的支援の充実	経済的支援の充実／公共料金等の減免及び税の控除・減免
	③生活環境の整備	入居・入所支援の充実／公営住宅の整備・改修／暮らしやすい住宅づくりの促進／ファミリーサポート事業
	④意思疎通・コミュニケーション支援の充実	意思疎通支援事業の推進／手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成



基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり

施策	主な取り組み	具体的内容
(1) 切れ目のない障がい児支援の充実	①支援体制の充実	児童発達支援の充実／関係機関の連携／医療的ケアの充実／障害児長期休暇支援事業（すまいるクラブ）の推進
	②早期療育の充実	障がい児保育の充実
	③学校教育の充実	特別支援教育の推進／教育相談・就学指導の充実／障がいのある人への理解を深めるための授業の実施
(2) 雇用・就労支援の充実	①雇用の場の拡大	住民や事業所への啓発／町職員への障がい者の雇用促進
	②個々に応じた就労支援	就労移行支援／就労継続支援／各種制度の利用促進
	③総合的な就労支援の推進	工賃水準の向上／ハローワーク等との連携強化／町内事業所の連携・協働／農福連携の推進
(3) スポーツ・文化活動の充実	①スポーツ・文化芸術活動の振興	障がい者の学習機会の拡充／利用支援の充実／読書バリアフリーの取り組み／スポーツ大会・イベント等への参加促進



第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (令和6~8年度)

令和8年度までの目標 (計画書 P59~P78)

国の基本指針を踏まえ、本町では次のとおり目標を設定することとします。

項目	基本指針に定める目標	目標
1.福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行する。	1人 (1.6%)
	令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減する。	3人減 (4.9%減)
2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や、協議の場の活性化に向けた取り組みを実施する。	協議の場：1か所 開催回数：2回
	令和8年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等整備する。	1か所
3.地域生活支援拠点等における機能の充実	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等機能を充実させるため、コーディネーターを配置するとともに、年1回以上の運用状況を検証、検討する。	コーディネーター：1人 検討：1回/年
	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労した人数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。	3人 (2.0倍)
4.福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した数を令和3年度実績から1.31倍以上にする。	1人 (-倍)
	令和8年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した数を令和3年度実績から1.29倍以上にする。	1人 (-倍)
	令和8年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した数を令和3年度実績から1.28倍以上にする。	1人 (2.0倍)
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。	100%
	令和8年度に就労定着支援事業を利用した人数を令和3年度実績から1.41倍以上とする。	2人 (1.7倍)
	令和8年度に就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合を25%以上とする。	100%
5.障がい児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各圏域に1箇所設置する。	1か所
	令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	有
	令和8年度末までの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に1箇所設置する。	1か所
	令和8年度末までに医療的ケア児について連携を図るための協議の場を設置する。	設置
	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	3人
6.相談支援体制の充実強化等	令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	設置／確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。	確保
7.障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築	令和8年度末までに障がい福祉サービス等の向上を図るために取り組みを実施する体制を構築する。	構築

障がい福祉サービス・相談支援の提供見込み量一覧 (計画書 P79~P84)

サービス名		単位	計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス系 訪問	居宅介護	人/月	12	11	11
	同行援護	人/月	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護	人/月	72	70	72
	自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	就労選択支援	人/月		3	3
	就労移行支援	人/月	1	1	1
	就労継続支援A型	人/月	4	4	4
	就労継続支援B型	人/月	83	84	85
	就労定着支援	人/月	2	2	2
	短期入所	人/月	3	3	3
	療養介護	人/月	6	6	6
サービス系 施設・居住支援	共同生活援助	人/月	33	33	33
	施設入所支援	人/月	61	60	58
相談支援	計画相談支援	人/月	39	37	38
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1

障害児通所支援等サービスの提供見込み量一覧 (計画書 P94~P97)

サービス名		単位	計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい児支援	ペアレントトレーニングの受講人数	人/年	保護者：3 支援者：5	保護者：3 支援者：5	保護者：3 支援者：5
	ペアレントプログラムの受講人数	人/年	保護者：3 支援者：5	保護者：3 支援者：5	保護者：3 支援者：5
	ペアレントメンターの人数（隔年研修）	人/年	2	2	2
	ピアサポート活動への参加人数	人/年	8	8	8
障害児通所支援等	児童発達支援	人/月	5	5	5
	放課後等デイサービス	人/月	3	3	3
	保育所等訪問支援	人/月	7	8	9
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	障害児相談支援	人/月	6	8	10
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人	3	3	3
	障害児長期休暇支援事業	人/年	185	199	214

地域生活支援事業の提供見込み量一覧 (計画書 P85~P93)

サービス名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
援 事 業 支 援 思 事 疎 業 通	障害者相談支援事業	か所	2	2
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有
成年後見制度利用支援事業	件	2	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
支 援 思 事 疎 業 通	手話通訳者派遣事業	人/年 (実利用者数)	5	5
	要約筆記者派遣事業	件/年 (派遣回数)	2	2
日常 生活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	件	0	0
	自立生活支援用具	件	2	2
	在宅療養等支援用具	件	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	3	3
	排泄管理支援用具	件	498	497
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年 (修了者数)	13	10	10
移動支援事業	人/月 (利用者数)	4	4	4
支 援 域 セ ン タ ー	地域活動支援センター 基礎的事業	人/年(延人数)	760	760
	あったかふれあい センター事業	人/年(障がい分 延人数)	600	600
訪問入浴サービス事業	人/月	0	0	0
日中一時支援事業	人/月	1	1	1
生活訓練等事業	回/年 (事業回数)	30	30	30
成年後見制度普及啓発事業	回/年(講演会 実施回数)	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	2	2	2

発行年月:令和6年3月

発 行:四万十町

編 集:四万十町 健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

TEL: 0880-22-3115 FAX: 0880-22-3725